

3 保存管理計画

(1) 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

本資産の個別構成要素は、国指定の特別史跡2件、史跡12件及び未指定1件の計15件の縄文遺跡からなり、各遺跡の保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況は別表のとおりである。

このうち、特別史跡及び史跡については、全て、整備基本計画又は保存管理計画を策定済み又は策定する予定であり、資産が将来にわたって保護されるための基盤は整っている。

未指定1件については、現在、国史跡指定に向けて発掘調査を継続中であり、国史跡指定後に保存管理計画を策定する予定である。

(別表)

番号	文化財の名称	保存管理計画の概要 / 策定に向けての検討状況
1	北黄金貝塚(史跡)	平成21年度までに保存管理計画を策定する予定である。
2	入江・高砂貝塚(史跡)	現在、高砂貝塚の保存整備計画を策定中であり、同貝塚の保存整備が完了した段階で、入江貝塚と合わせ、平成23年度までに保存管理計画を策定する予定である。
3	鷲ノ木遺跡(史跡)	現在、周辺区域の確認調査を実施中で、今後、周辺区域の追加指定を進め、平成23年度までに保存管理計画を策定する予定である。
4	大船遺跡(史跡)	現在、保存整備事業を実施中で、それが完了する平成21年度までに保存管理計画を策定する予定である。
5	三内丸山遺跡 (特別史跡)	平成10年度に整備基本計画を策定済みである。
6	小牧野遺跡(史跡)	平成12年度に整備基本計画を策定済みである。
7	是川石器時代遺跡 (史跡)	平成21年度までに保存管理計画を策定する予定である。
8	長七谷地貝塚(史跡)	平成22年度までに保存管理計画を策定する予定である。
9	亀ヶ岡石器時代遺跡 (史跡)	平成20年度までに保存管理計画を策定する予定である。 平成17年度に遺跡の保護条例を制定した。
10	田小屋野貝塚(史跡)	平成20年度までに保存管理計画を策定する予定である。 平成17年度に遺跡の保護条例を制定した。
11	ニッ森貝塚(史跡)	平成6年度に整備事業計画を策定済みである。 平成9年度に遺跡の管理条例を制定した。
12	大平山元 遺跡 (未指定)	現在、国史跡指定に向けて発掘調査を継続中であり、国史跡指定後に保存管理計画を策定する予定である。
13	御所野遺跡(史跡)	平成7年度に整備基本計画を策定済みであり、平成22年度までに保存管理計画を策定する予定である。
14	大湯環状列石 (特別史跡)	昭和52年度に保存管理計画を、平成3年度に環境整備基本構想を策定済みである。
15	伊勢堂岱遺跡(史跡)	平成18年度に整備基本計画を策定済みである。

(2) 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

本資産は、国指定の特別史跡2件、史跡12件及び未指定1件の計15件の縄文遺跡からなり、未指定1件を除き、個別構成要素ごとに、保存管理計画又は整備基本計画が策定済み又は策定予定となっている。

さらに、資産全体を将来にわたってより適切に保護、保全していくため、周辺環境を含んだ保存管理計画について策定する必要がある。本資産は、北海道、青森県、岩手県及び秋田県に広く分布していることから、世界遺産暫定一覧表登載後は、資産全体を適切に保存管理するための4道県共通の基本的な保存管理計画指針を策定し、当該指針に基づき、各道県教育委員会において、域内における包括的保存管理計画を策定するものとする。

(3) 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

本資産の個別構成要素は、北海道、青森県、岩手県及び秋田県の4道県にわたって広く点在的に分布する。

このため、本資産における資産と一体をなす周辺環境の範囲及び保全措置については、個別構成要素ごとにそれぞれの特徴、整備状況及び周辺環境等に応じて適切に対応することが必要である。

そこで、世界遺産暫定一覧表登載後においては、景観法に基づく景観計画の策定や景観条例等の制定について検討し、資産と一体をなす周辺環境について積極的な保全措置を図るものとする。

具体的には、個別構成要素ごとに保護・保全についての影響因子及び影響範囲を調査・研究の上、周辺の景観等を含め、保全すべき範囲を科学的・合理的に特定するとともに、適切な保全措置の方法等について検討する。

なお、本資産の個別構成要素は、文化財保護法による「周知の埋蔵文化財包蔵地」に包含されており、工事等の開発行為に一定の制限が課されることから、保護・保全を図るための基盤は整っている。